旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
教育庁 　教職員室	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させせなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法施行令】 （概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 　一　旅費 【大阪府財務規則】 （概算払の精算） 第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。

職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日
A	茨城県	令和５年８月29日から同月31日まで	36,280円	令和５年10月24日

措置の内容

　検出事項の原因は、出張者からの復命書提出が遅れたため、確定後30日以内の精算ができず、遅延が発生したものである。
　再発防止策として、所属職員に対して本事案を共有し、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があることや出張後は速やかに復命書を提出することについて周知徹底を図った。今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年６月４日から同年７月11日まで）